第三十一条第一項中「六百三十五人」を「六百二十五人」に改める。

別表第二のうち一　刑務所の支所の表千葉刑務所の項を次のように改める。

千葉刑務所	木更津拘置支所	木更津市
	八日市場拘置支所	匝瑳市

別表第二のうち三　拘置所の支所の表名古屋拘置所の項の前に次のように加える。

東京拘置所	松戸拘置支所	松戸市

別表第二のうち三　拘置所の支所の表所轄拘置所の欄中「神戸拘置所」を「大阪拘置所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　法務大臣　谷垣　禎一

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「（和泉学園にあっては、二人）」を削る。

第六条第二項を削る。

第十三条第三項中「、水戸少年鑑別所」、「、静岡少年鑑別所」及び「、長崎少年鑑別所」を削る。

別表第一青森少年院の項を削る。

別表第二加古川学園の項の前に次のように加える。

和泉学園	泉南学寮	阪南市

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第八号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十六条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則（平成十三年法務省令第九号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　法務大臣　谷垣　禎一

矯正管区組織規則

（首席管区監査官及び管区監査官）

第一条　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人及び管区監査官一人を置く。

2　首席管区監査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　矯正施設の実地監査に関すること。

二　被収容者の不服及び苦情の処理に関すること。

三　矯正の事務に従事する職員の懲戒に関すること。

3　管区監査官は、首席管区監査官のつかさどる職務を助ける。

（第一部の所掌事務）

第二条　第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

二　経理に関すること。

三　矯正施設に関する情報の管理に関すること。

四　矯正施設の設備の改善に関すること。

五　矯正の事務に従事する職員の任免、給与、服務その他の人事に関すること（首席管区監査官の所掌に属するものを除く。）。

六　矯正の事務に従事する職員の福祉に関すること。

七　刑務共済組合に関すること。

八　被収容者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関すること。

九　前各号に掲げるもののほか、矯正管区の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（第二部の所掌事務）

第三条　第二部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院に収容中の者（以下「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。

二　刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、移送、保護及び釈放に関すること。

三　刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、刑執行開始時及び釈放前の指導、厚生その他その処遇に関すること。

四　刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金に関すること。

五　国際受刑者移送に関すること。

六　犯罪人の指紋その他その個人識別に関すること。

七　矯正の事務に従事する職員（少年院及び少年鑑別所の事務に従事する職員を除く。）の非常訓練に関すること。

八　刑務官の点検及び礼式に関すること。

（第三部の所掌事務）

第四条　第三部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　少年院及び少年鑑別所に収容中の者（以下この条において「少年院等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。

二　少年院等被収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放に関すること。

三　少年院等被収容者の教科教育、特別支援教育、職業補導、訓練、厚生その他その処遇に関すること。

四　少年院に収容中の者（以下「少年院被収容者」という。）に係る死傷病手当金に関すること。

五　少年院及び少年鑑別所の事務に従事する職員の非常訓練に関すること。

（第一部に置く課等）

第五条　第一部に、次に掲げる課を置く。

総務課

職員課

2　前項に掲げる課のほか、第一部に、それぞれ管区調査官一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

二　経理に関すること。

三　矯正施設に関する情報の管理に関すること。

四　矯正施設の設備の改善に関すること。

五　刑務共済組合に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、矯正管区の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（職員課の所掌事務）

第七条　職員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　矯正の事務に従事する職員の任免、給与、服務その他の人事に関すること（首席管区監査官の所掌に属するものを除く。）。

二　矯正の事務に従事する職員の福祉に関すること。